



令和4年度国保事業費納付金等に係る算定結果のポイント①

1 主な算定結果

- (1) 国民健康保険事業費納付金額【県全体】 約478億円（R3年度：約480億円，▲約2億円）
- (2) 1人当たり保険税必要額（年額）【県内平均】 102,696円（R3年度：101,315円，+1,381円）
- (3) 保険給付費（医療費から自己負担額を除いた額）【県全体】 約1,508億円（R3年度：約1,528億円，▲約20億円）

2 主な増減要因

- ・ 令和4年度は、団塊の世代（昭和22年～24年出生）のうち、昭和22年生まれの被保険者が後期高齢者医療制度に移行する年度であり、1人当たり医療費が高い年齢層の減少に伴う保険給付費の減（令和3年度比▲約20億円）等により、市町村が県に納める令和4年度納付金総額は令和3年度比▲約2億円の約478億円となった。
- ・ 1人当たり保険税必要額は、被保険者数の減少等により、令和3年度比+1,381円の102,696円となった。

3 市町村の対応

県が示した納付金や標準保険料率等を踏まえ、実際に賦課する保険税率の決定や令和4年度予算編成等を行う。

《算定方法の概要》

- (1) 県が県全体の保険給付費等の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準、所得水準等を踏まえて、各市町村の納付金額及び標準保険料率を算出。
- (2) 1人当たり保険税必要額は、各市町村が県に納める納付金や保健事業等の経費を賄うために必要な保険税額を一人当たりに換算したものの。

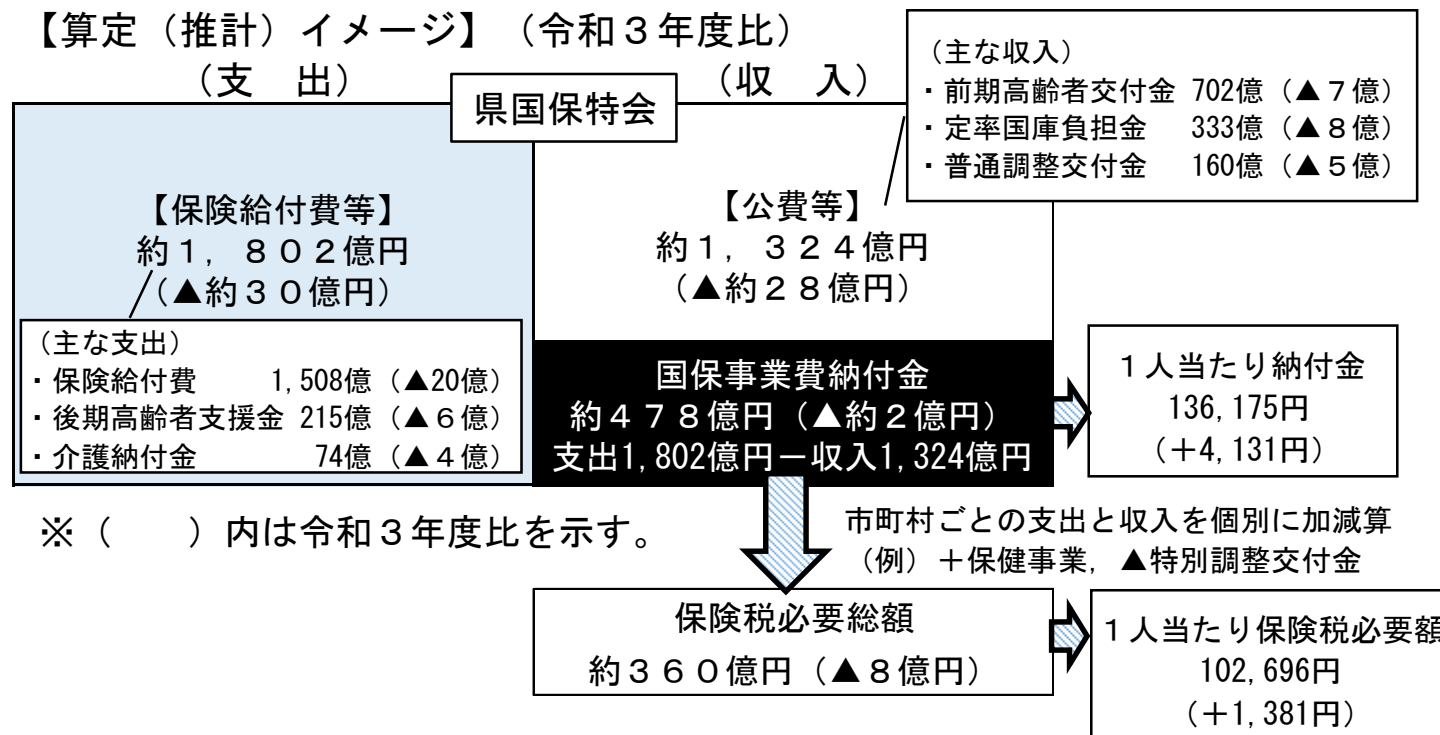
注 以下に示す1人当たり保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置等を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

【参考】1人当たり保険税必要額（年額）【市町村別】

市町村名	R3	R4	差額 (R4-R3)	R3→R4伸び率	市町村名	R3	R4	差額 (R4-R3)	R3→R4伸び率
鹿兒島市	107,111円	110,247円	+ 3,136円	+ 2.93%	長島町	92,836円	76,827円	▲ 16,009円	▲ 17.24%
鹿屋市	93,196円	93,550円	+ 354円	+ 0.38%	湧水町	101,972円	101,472円	▲ 500円	▲ 0.49%
枕崎市	117,686円	118,154円	+ 468円	+ 0.40%	大崎町	100,698円	100,203円	▲ 495円	▲ 0.49%
阿久根市	101,506円	99,884円	▲ 1,622円	▲ 1.60%	東串良町	127,527円	121,595円	▲ 5,932円	▲ 4.65%
出水市	86,649円	89,361円	+ 2,712円	+ 3.13%	錦江町	111,537円	99,778円	▲ 11,759円	▲ 10.54%
指宿市	108,480円	112,323円	+ 3,843円	+ 3.54%	南大隅町	106,655円	109,748円	+ 3,093円	+ 2.90%
西之表市	88,571円	91,685円	+ 3,114円	+ 3.52%	肝付町	96,834円	95,217円	▲ 1,617円	▲ 1.67%
垂水市	88,037円	95,124円	+ 7,087円	+ 8.05%	中種子町	103,614円	103,067円	▲ 547円	▲ 0.53%
薩摩川内市	98,122円	102,846円	+ 4,724円	+ 4.81%	南種子町	104,222円	106,634円	+ 2,412円	+ 2.31%
日置市	105,201円	105,645円	+ 444円	+ 0.42%	屋久島町	77,637円	79,603円	+ 1,966円	+ 2.53%
曾於市	114,755円	114,246円	▲ 509円	▲ 0.44%	大和村	93,875円	83,896円	▲ 9,979円	▲ 10.63%
霧島市	95,918円	98,292円	+ 2,374円	+ 2.48%	宇検村	67,684円	66,717円	▲ 967円	▲ 1.43%
いちき串木野市	103,716円	104,537円	+ 821円	+ 0.79%	瀬戸内町	73,985円	75,248円	+ 1,263円	+ 1.71%
南さつま市	107,573円	109,679円	+ 2,106円	+ 1.96%	龍郷町	103,991円	100,613円	▲ 3,378円	▲ 3.25%
志布志市	99,384円	101,158円	+ 1,774円	+ 1.78%	喜界町	77,999円	74,266円	▲ 3,733円	▲ 4.79%
奄美市	80,276円	81,115円	+ 839円	+ 1.05%	徳之島町	69,971円	65,095円	▲ 4,876円	▲ 6.97%
南九州市	128,073円	123,168円	▲ 4,905円	▲ 3.83%	天城町	67,129円	64,180円	▲ 2,949円	▲ 4.39%
伊佐市	102,096円	99,623円	▲ 2,473円	▲ 2.42%	伊仙町	59,813円	51,506円	▲ 8,307円	▲ 13.89%
始良市	102,203円	105,116円	+ 2,913円	+ 2.85%	和泊町	92,997円	89,802円	▲ 3,195円	▲ 3.44%
三島村	148,368円	137,778円	▲ 10,590円	▲ 7.14%	知名町	84,439円	77,893円	▲ 6,546円	▲ 7.75%
十島村	90,955円	89,141円	▲ 1,814円	▲ 1.99%	与論町	92,116円	84,823円	▲ 7,293円	▲ 7.92%
さつま町	112,018円	117,459円	+ 5,441円	+ 4.86%	県計	101,315円	102,696円	+ 1,381円	+ 1.36%

令和4年度国保事業費納付金等に係る算定結果のポイント②

- 令和4年度は、団塊の世代（昭和22年～昭和24年出生）のうち昭和22年生まれ（74歳）の被保険者が後期高齢者医療制度に移行するため、1人当たり医療費が高い年齢層の減少に伴う保険給付費の減等により、市町村が県に納める令和4年度納付金総額は、令和3年度比約2億円減の約478億円、保険税必要総額は、令和3年度比約8億円減の約360億円となった。
- 被保険者1人当たり保険税必要額は、被保険者数の減少等により令和3年度比1,381円増の102,696円となった。



注）この資料の保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置などを反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。